

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

28 July 2022

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU およびその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メールにてご連絡ください。](#)



Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 72

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

本号では、トルコ イスタンブール金融センターの設立 及び日本国税庁による「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）の一部改正等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：外国会社の日本における代表者に日本子会社等の法人を選任することが可能に

日本：国税庁が「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）の一部改正を公表① ～費用分担契約に関する改正～

2. アジア

香港：国際倒産における債務整理計画（スキーム）に関する司法判断

香港：国外源泉所得免除制度に係る改正

3. 欧州

欧州：英国とルクセンブルク間の改正租税条約が署名される～不動産投資家への影響について

ドイツ：ドイツにおける EU 労働条件指令の実施

4. 中東

トルコ：イスタンブール金融センターの設立

5. ESG/Sustainability

日本：人的資本可視化指針（案）の公表

中国：中国初の網羅的な ESG 関連開示基準

オーストラリア：労働党新政権による気候変動政策の概要

ロシア及びウクライナ情勢 関連ブログ開設のお知らせ

ロシアによるウクライナ侵攻における情勢は、新たな制裁措置や規制が実施されるなど日々発展しています。

ペーカーマッケンジーでは、グローバルにビジネス展開されるクライアントの皆様が、このような動向を簡易に把握できるよう、制裁・輸出管理ブログを開設し最新情報を提供しています。

是非[こちら](#)からご覧ください。

1. 日本

日本

外国会社の日本における代表者に日本子会社等の法人を選任することが可能に

法務省は令和4年6月24日付通知（法務省民商第307号）（以下、「本通知」）によって、外国会社の日本における代表者に、法人を選任することも可能であることを確認した。

外国会社の日本における代表者

外国会社は、日本において取引を継続してしようとするときは、日本における代表者を定めなければならないとされている。また、外国会社が選定する日本における代表者のうち1人以上は、日本に住所を有する者でなければならない（会社法第817条第1項）。外国会社が初めて日本における代表者を定めたときは、3週間以内に登記を行うことを要し、その場合には、「日本における代表者の氏名及び住所」を登記することとなる（会社法第933条第1項第1号、第2項第2号）。

外国会社の日本における代表者は、当該外国会社の日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するとされ、またその権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない（会社法第817条第2項、第3項）。このように、日本において取引を継続してしようとする外国会社が日本における代表者を選定した場合には、その外国会社を当事者とする訴訟において、訴状等の送達先が日本における代表者の住所地となるなど、外国会社にとって、日本における代表者及びその住所地が重要な意味を有する。

会社法第817条第1項に基づく外国会社の日本における代表者の住所要件については、外国会社の登記を容易にするという観点からこれを撤廃すべきかという検討については、弁護士等を選任することによって、外国から役職員を派遣し、常駐させる必要はないといった点で実務上の不都合性は緩和することができ、他方で、当該要件を撤廃することにより、債権者（特に消費者）保護の観点や、マネーロンダリングの防止等の観点から問題が生じ得ることから、法務省としては慎重な姿勢を示している。

外国会社の日本における代表者に法人の選任が可能

従前、会社法第817条第1項及び第933条第2項第2号の文言等から、実務上、外国会社の日本における代表者には、自然人を選任し、そのうち少なくとも1人は日本に住所を有する自然人を選任することが求められていると考えられていた。外国会社が日本において取引を継続してしようとする場合に、日本に住所を有する代表者を探す必要があり、またその代表者の住所が訴訟における送達等に用いられる点も実務的には不都合であった。

法務省は、本通知によって、外国会社の日本における代表者は法人がなることも可能であることを確認した。

日本における代表者として法人を選任する場合、他の日本における代表者が日本に住所を有する場合を除き、当該法人は、日本に住所（本店又は主たる事務所）を有するもの、日本において登記された外国会社又は日本において登記されていない外国会社でその代表者が日本に住所を有するものでなければならないとされている。

日本における代表者が法人である場合には、その法人の代表者の職務を行うべき者は、①当該法人の代表者（当該法人が日本において登記された外国会

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーパーマッペンジャーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チームおよび国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



社である場合は、当該外国会社の日本における代表者）、②当該法人の代表者が法人（外国法人を除く）である場合は、その代表者又はその職務を行うべき者、③当該法人の代表者が日本において登記された外国会社である場合は、当該外国会社の日本における代表者、④当該法人の代表者が日本において登記されていない外国会社である場合は、当該外国会社の代表者、となる。

外国会社が日本における代表者として法人を選任する場合、当該法人との間に資本関係があることは必要ではないが、今後、外国会社が日本の子会社等の関連法人である日本の子会社を日本の代表者として選任することが実務上増えることが考えられる。

外国会社の日本における代表者に弁護士を選任する場合の住所

外国会社が、一時的に又は長期にわたって日本における代表者として弁護士を選任することは、一般的にみられる実務である。

本通知は、外国会社の日本における代表者を選任した場合に登記すべき住所については、外国会社の日本における代表者の制度趣旨に鑑み、外国会社の日本における代表者として弁護士を定めた場合には、当該弁護士の事務所の所在場所もこれに該当すると考えられるとし、法律事務所の所在場所等を住所として登記することができることを明らかにした。

現在、日本における代表者として弁護士を選任している外国会社は、更正の登記を申請し、法律事務所の所在場所等を住所として登記することができる。

[最初のページに戻る](#)

日本

国税庁が「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）の一部改正を公表① ～費用分担契約に関する改正～

2022年6月10日付で、国税庁は「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）の一部改正を公表した。本改正は、主に①2017年OECD移転価格ガイドラインにおいて変更された当該ガイドライン第8章の費用分担契約¹、並びに、②2020年にOECDで承認され、2022年OECD移転価格ガイドラインの第10章に組み込まれた「金融取引ガイダンス」の内容の一部を反映した改正となっている。なお、本改正は本年3月4日から4月12日までのパブリックコメントを経たものであり、本年6月10日付で国税庁からは「（別紙1）御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方」も併せて公表されている。

本稿では上記①の費用分担契約に係る改正の概要について取りあげることとする。

改正内容の概要

1. (3-15) 費用分担契約の定義

改正後の費用分担契約は、「契約の当事者が、それぞれの行う事業において生ずる収益の増加、費用の減少その他の便益を得ることを目的として、無形資産又は有形資産の開発、生産又は取得及び役務の開発、提供又は受領を共同で行うことを約し、当該共同活動への貢献を分担して行うことを定める契約」と定義され、改正前の「特定の無形資産を開発する等の共通の目的を有

¹ 第8章の費用分担契約の改正は、2015年10月に公表されたBEPS(Base Erosion and Profit Shifting)最終報告書の内容を反映したものである。

「グローバル・プライベート
M&Aガイド（英語）」発行の
お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



する契約」という定義に比べ、その対象範囲が拡充された。また、共同活動への貢献には「リスクの引受け」が含まれることが明確化された。いずれもOECD 移転価格ガイドラインの改訂に合わせた改正である。

さらに、有形資産の開発ならび役務提供も費用分担契約の対象になり得ることが明確化されたことで、例えば莫大な設備投資が必要なビジネスやITや管理部門による役務提供といったコスト分担等においても費用分担契約の活用可能性が高まったと言えよう。

改正後 3-15

費用分担契約とは、契約の当事者が、それぞれの行う事業において生ずる収益の増加、費用の減少その他の便益を得ることを目的として、無形資産又は有形資産の開発、生産又は取得及び役務の開発、提供又は受領を共同で行うこと（以下「共同活動」という。）を約し、当該共同活動への貢献（当該共同活動に係るリスクの引受け及び費用の負担を含む。以下同じ。）を分担して行うことを定める契約をいう。

2. (3-16) 費用分担契約への独立企業原則の適用

これまで費用分担契約に係る独立企業原則の取扱いがやや不明瞭であったところ、以下の①から③の要件を満たすときは、費用分担契約は独立企業原則に即したものと取り扱うということが明確化された。

- ① 予測便益割合が適正に見積もられていること
- ② 各参加者の貢献価値額が、独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に支払われるべき対価の額と一致していること
- ③ 各参加者の貢献価値額の割合が予測便益割合に一致していること

また、貢献価値割合を予測便益割合と一致させるために調整的支払がなされた場合は支払後の額をもって各参加者の貢献価値額とすること、貢献価値割合の算定において、各参加者が費用分担契約に基づいて負担する費用の額と各参加者の貢献価値額が大きく異なる場合には、当該費用の額を当該参加者の貢献価値額として取り扱っても差し支えないことも明記されている。

上記の改正は、これまでに比べ費用分担契約に係る独立企業原則の適用に係る予見可能性が高まったといえよう。

改正後 3-16

費用分担契約の当事者である法人及び国外関連者（以下「参加者」という。）が、当該費用分担契約に基づき共同活動を行う場合において、当該共同活動により当該参加者それぞれの事業において生ずると予測される収益の増加、費用の減少その他の便益（以下「予測便益」という。）に応じて、当該共同活動への貢献を分担して行うことは国外関連取引に該当する。この場合において、当該費用分担契約が次に掲げる事項の全てを満たすときは、当該費用分担契約は独立企業原則に即したものと取り扱い、当該国外関連取引について措置法第66条の4第1項の規定の適用がないことに留意する。

- イ. 当該参加者の予測便益の額の合計額のうちを占める当該参加者それぞれの予測便益の額の割合（以下「予測便益割合」という。）が適正に見積もられていること。
- ロ. 当該参加者それぞれの当該共同活動への貢献の価値の額（以下「貢献価値額」という。）が、当該貢献が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に当該貢献につき支払われるべき対価の額として最も適切な方法により算定される金額と一致していること。

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興国市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



ハ. 当該参加者の貢献価値額の合計額のうちに占める当該参加者それぞれの貢献価値額の割合（以下「貢献価値割合」という。）が予測便益割合に一致していること。

3. (3-17 及び 3-19) 費用分担契約に係る留意事項と検討を行う書類

3-17 では調査における留意事項について、以下の①から⑥の項目が定められ、特に①から④に関して大幅に追加又は改正が行われている。

- ① 契約書に定める内容と当該参加者の実際に遂行した業務その他の費用分担契約に係る事実が一致しているか。
- ② 全ての参加者が予測便益を有しているか。
- ③ 予測便益割合が適正に算定されているか。
- ④ 貢献価値割合が適正に算定されているか。
- ⑤ 参加者それぞれの貢献価値割合は、当該参加者それぞれの予測便益割合と一致しているか。一致していない場合、調整的支払額が授受されているか。
- ⑥ 費用分担契約について参加者の新規加入若しくは脱退があった場合又は費用分担契約の終了があった場合に、適正な対価の授受が行われているか。

そして、3-19 で費用分担契約に対して調査で提示等が求められる書類として、以下の①から⑩が示されており、これらについては調査に備えて準備しておくことが求められるであろう。

- ① 参加者の名称、所在地、資本関係及び事業内容等を記載した書類
- ② 参加者が契約締結に至るまでの交渉・協議の経緯を記載した書類
- ③ 共同活動を行う期間を記載した書類
- ④ 共同活動の範囲、内容及び進捗管理方法を記載した書類
- ⑤ 参加者それぞれの共同活動への貢献の形態及び貢献価値額の算定方法並びに貢献価値割合の算定に関する細目を記載した書類（貢献価値割合として当該共同活動に要する費用の割合を用いることができる場合には、当該費用の割合の算定に関する細目及び当該費用の割合を用いることとした理由を記載した書類）
- ⑥ 共同活動において使用される無形資産又は有形資産の形成等に関する参加者それぞれの役割及び管理方法を記載した書類
- ⑦ 予測便益割合の算定方法及びそれを用いることとした理由を記載した書類
- ⑧ 共同活動から生ずる成果物の用途を記載した書類
- ⑨ 予測便益割合と実現便益割合とが乖離した場合における貢献価値額の調整に関する細目を記載した書類
- ⑩ 契約条件の変更及び費用分担契約の改定又は終了に関する細目

「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



小括

今回の改正では、有形資産の開発や役務提供にまで費用分担契約の対象が拡充され、またその独立企業原則の適用要件が明確に示されたことで、費用分担契約の利用可能性が高まったといえよう。一般的に費用分担契約を用いずに、複数の参加者が重要な無形資産の開発等に対して貢献を行った場合、残余利益分割法の適用される可能性が低くはなく、その場合には残余利益の分割ファクター等、納税者と各国税務当局間で見解の相違が生じやすいことから、税務リスクを管理する上でも費用分担契約は有益な選択肢であるといえよう。一方で、これまで以上に調査の留意事項とその検討書類が明確化、拡充されたことから、納税者には、契約書と実態の一致、予測便益割合の最適な指標の選定、予測便益割合と貢献価値割合の一致、調整的支払額、開始時や脱退時の取扱い等に関して、より入念な資料作成、説明準備が求められるであろう。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

香港

国際倒産における債務整理計画（スキーム）に関する司法判断

2022年5月27日、香港の裁判所は、バミューダ法に基づき設立された Rare Earth Magnesium Technology Group Holdings Limited（以下、「R社」）が債務整理のために導入したスキームを承認した。2022年6月6日に示された決定理由には、国際倒産における債務整理計画の利用に関する重要な議論が含まれている。

裁判所が取り上げた原則は、中国本土の多くの企業がオフショア法人を用いて上場し、様々な国の法律に準拠した債務を負っている香港に特に関連するものといえる。

主なポイント

国際倒産におけるスキームの有効性について

- 香港以外の法域（以下、「法域 A」）の裁判所により承認された、香港法に準拠する債務を軽減するスキームは、香港においても、法域 A での管轄に従った債権者を拘束するものとして扱われる。もっとも、法域 A における債務整理計画の手續や関連する倒産処理に参加しなかった債権者は拘束されない。
- 香港以外の法域（以下、「法域 B」）における、他の法域の法律（例えばニューヨーク州法）に準拠する債務を軽減するためのスキームは、香港では効力を有しない。このような場合、米国破産法第 15 条（以下、「チャプター 15」）に基づく当該スキームの承認は、香港で採用されているギブス・ルールを満たす債務整理には必ずしも該当しない。債権者は、法域 B での管轄に従っていない場合は、香港の裁判所に会社の清算を申し立てることができる。

複数の法域で並行スキームを導入するかどうか、また、他の法域でスキームの承認を求めるかどうかを検討する際には上記の原則に留意する必要がある。

本件の事実関係

R社は、バミューダ法に基づき設立され、1993年以來香港で株式を上場している。同社の子会社は主に香港、中国本土、英領ヴァージン諸島に所在して

いる。(少なくともキャッシュフローにおいて)支払不能に陥ったため、同社は2020年7月3日バミューダの裁判所に清算を申し立てた。同裁判所は2020年7月16日に簡易仮清算人を選任し、その選任は2020年8月25日に香港でも確認された。

R社の申立てに基づき、上記仮清算人の協力を得て、香港の裁判所は2022年1月12日、同社の債務整理計画案を検討するための債権者集会を招集した。R社の債務は大部分が香港の法律に準拠するものであった。2022年3月1日、承認に必要な債権者の過半数が計画案を承認した。他方で、ある債権者は2021年2月22日、香港の裁判所に対し、同社の清算の申立てを行っていた。香港の裁判所は、債務整理計画を承認して、会社清算申立てを棄却した。

ギブス・ルールの影響

本件スキームで軽減された債務の大部分は香港法に準拠するものであったが、R社は他の法域で設立され、事業を行っていた。国際倒産事件で裁判所がスキームを承認するかどうかを検討する際の考慮要素である、「スキームと香港の間に十分な関連性があるかどうか」と「スキームが他の関連法域で有効であるかどうか」という2つの点を考慮して、裁判所は国際倒産におけるスキームの利用について検討した。

多くの中国本土の企業はオフショア法人を利用して香港に上場している。裁判所が指摘したように、そのような企業体では、米ドル建ての債務を調達し、関係契約は米国法(例えばニューヨーク州法)に準拠することが一般的である。近時、多くの企業体について、米ドル建て債務が(香港以外の)オフショア地域での手続だけで債務整理計画(スキーム)に組み込まれ、その後チャプター15に基づく承認を受けているようである。裁判所は、以下のような区別を示し、そのようなスキームは香港では有効ではないと示した。

- ① 裁判所が、契約当事者の法的権利を変更する実質的な法的効果を持つものとして債務整理を取扱う場合には、ギブス・ルールが関連する
- ② 管轄区域内の裁判所が、チャプター15などの手続により、外国の破産手続の法的帰結とされるものを承認することは、債務整理とは異なり(すなわち、チャプター1515に基づく承認は、米ドル建ての債務の整理のための手続ではない)、ギブス・ルールを満たさない

したがって、オフショアでのスキームとこれについてのチャプター15に基づく承認によっては、香港で米ドル建て債務の債権者が債務者たる会社の清算を申請することを阻止することはできない。

並行スキームについて

逆に裁判所は、R社のスキームが香港法に準拠する同社の債務を免除するという実質的な法的効果を有するため、並行スキームや承認申請がどの法域にも存在しないにもかかわらず、(同社が設立されたバミューダを含め)国際的に有効であるとした。

R社のアプローチは、(*Re Grand Peace Group Holdings Limited* [2021] HKCFI 3695、*Re China Oil Gangran Energy Group Holdings Ltd* [2021] 3 HKLRD 69 等の)一連の司法判断において、並行スキームを無条件に用いるべきではないと裁判所が示して以降、(少なくとも香港で)一般的に受け入れられている見解に沿うものである。並行スキームが適切かどうかは、事実に基づいて判断され、ケースバイケースで評価されなければならない。例え

ば、裁判所が指摘したように、香港法が適用されない債務の額が並行スキーム導入のコストよりも少ない場合、その債務をスキームから除外し、追及されることがあれば別途解決する方が合理的である。

R社のスキームの後、同裁判所は Hidili Industry International Development Limited が債務を整理するために導入したスキームを承認しており、同社の債務の一部はニューヨーク法に準拠したものであった。2022年6月17日に示された決定理由は、R社についてのスキームの承認に関するものと整合している。

[最初のページに戻る](#)

香港

国外源泉所得免税制度に係る改正²

香港では、香港法人の稼得する国外源泉所得について課税を行わないこととされているが（以下、「国外源泉所得免税制度」）、2021年10月にEUにより、租税に関して非協力的な「グレーリスト」地域として指定されたことを受けて、国外源泉所得免税制度の適用に一定の制限をかける改正を行うことが予定されており、2022年10月頃に改正案の草案（以下、「草案」）が公表される。当該改正は2023年1月1日より適用される見込みである。

概要

改正後の国外源泉所得免税制度では、多国籍企業グループに属する一定の実体を持たない香港法人の稼得する一定の受動的所得（配当、利息、使用料）について、香港における国内源泉所得であるとみなして（通常の法人税率である16.5%を適用して）課税を行うことが予定されている。³

改正内容の詳細

①「香港において受領され」、②国外で稼得された受動的所得であり、かつ③一定の除外要件を満たさないものが本改正の影響を受けることになる。

改正後の国外源泉所得免税制度では、国外で稼得された（受動的）所得であっても、「香港において受領され」ない限り、課税はされないものとされている。何を以て「香港において受領され」るかには、不明確な点が残るが、シンガポールにおいて、国外支店で稼得した利益がシンガポール本店に送金されるまで課税されないのと同様に、香港に送金を受けるまでは課税をされないというような形になることが想定されている。

改正後の国外源泉所得免除制度で対象となるのは国外で稼得された受動的所得であり、具体的には、①配当、株式等の譲渡益、②利息、③無形資産から生じる所得（使用料、譲渡益）（以下、「無形資産関連所得」）が対象となる。然るに商品の売買や役務の提供から生じる能動的所得、香港国内において稼得された所得は本改正の影響を受けることはない。

国外で稼得された受動的所得であっても、以下のようなケースについては、本改正による課税の対象から除外されている。

² 本稿は本改正の概要を記したものであり、詳細については、ペーカーマッケンジー香港事務所による[ニュースレター](#)を参照されたい。

³ この改正の対象となるのは多国籍グループに属する香港法人のみとされており、例えば、香港にのみ関連会社が存在する企業グループ等は対象外とされる。

所得の種類	除外される場合
配当及び株式等譲渡益	以下のいずれかを充足する場合。 ① 稼得する国外源泉所得に関連する実質的な経済活動を香港において行っている。 ② 資本参加免税が適用される。
利息	稼得する国外源泉所得に関連する実質的な経済活動を香港において行っている。
無形資産関連所得	① 対象となる無形資産が適格無形資産（特許権若しくは実質的に特許権に等しい無形資産（以下、「特許権等」）に限る）であり、かつ ② 当該適格無形資産が「香港と関連する」場合。

4. 実質的な経済活動

実質的な経済活動を行っているとされるためには、会社の様態により充足すべき実態が異なってくる。

純粋持株会社（配当収入及び株式等譲渡益のみを稼得する法人）にあっては、その投資の保有・管理を行い、香港会社法の要求する手続にしたがうことが求められる。

純粋持株会社でない持株会社にあっては、投資に関する戦略的決定、資産の保有、処分に係るリスクを引き受けていることが求められる。

改正後の国外源泉所得免税制度では、対象法人が、外注している活動のコントロール、モニタリングを行っており、かつその外注された活動が香港において行われている限りにおいて、関連する活動を外注することも認められることとされている（つまり、そのような外注されている活動は、対象法人が実質的な経済活動を行っているかの判定において、対象法人が行っているものと同視される）。

実質的な経済活動を行っているとされるためには、上記の他に、香港において適切な従業員数を有すること、会社の運営に係る事業の目的に関係した適切な額の費用が計上されていることが求められている。何をもちいて適切とするかは事業の内容、規模、収益性、支出される費用の内容等による総合的判断によるものとされている。

5. 資本参加免税

改正後の国外源泉所得免税制度下では、国外源泉所得である配当所得、株式等譲渡益については、対象法人が資本参加免税の適用を受けられる場合には引き続き課税されないものとされている。資本参加免税を適用するためには以下の条件を充足する必要がある。

- ① 配当所得、株式等譲渡益を稼得する法人が香港の税務上の居住者であるか、香港の恒久的施設を有する非居住者である。
- ② 投資先の法人の5%以上の持分を有する。
- ③ 投資先の法人が稼得する受動的所得の投資先の法人が稼得する所得に占める割合が50%以上でない。

また、この資本参加免税の適用に当たっては租税回避防止規定の適用可能性があり、この資本参加免税の適用を主たる目的として法人が設立された場合等は、その適用が認められない可能性がある。

更に、以下のようなケースについても資本参加免税の適用が受けられないとされている。

- ① 投資先法人の所在国における法人税率が 15%を下回る場合。
- ② (配当所得について) 投資先法人で支払配当が現地法令により損金算入できる場合。

6. 無形資産関連所得の香港との関連

対象となる無形資産が(特許権等に限られる)適格無形資産であり、かつ当該適格無形資産が「香港と関連する」場合には、国外において稼得される無形資産関連所得は本改正後も引き続き国外源泉所得として取り扱われ、香港において課税を受けることはない。

改正後の国外源泉所得免税制度においては、特許権等以外の無形資産、例えば商標権や著作権は自動的に国内源泉所得として取り扱われることとなる。

特許権等が「香港と関連する」かの判定には、nexus approachと言われる判定方法が用いられる。ここでは、判定対象となる香港法人が一定の支出を行うことによりその特許権等を取得したものと認められるときには、当該特許権等から生じる無形資産関連所得は本改正後も引き続き国外源泉所得として取り扱われることとされる。

7. 外国税額控除

本改正によって、一定の国外源泉所得につき二重課税が生じるため、香港との租税協定締結国でない国で稼得され、香港において受領される所得についても外国税額控除を認めることが予定されている。

8. 現時点において不明確な部分

現時点においては、改正後の国外源泉所得免税制度の概要しか公表されておらず、この後パブリック・コンサルテーションを経て 10 月頃に草案が公表される予定である。以下の点については、今後明確化されることが期待される。

- ① 実体的な経済活動の判定、nexus approach、何をもって「香港において受領される」とされるのか、等の改正後の国外源泉所得免税制度の根本的な部分。
- ② 現在の制度下では株式等譲渡益はそもそも免税であるが、改正後の国外源泉所得免税制度においては、一定の国外源泉所得を国内源泉所得とみなして課税するものとされている。現行の制度下の考え方であれば、株式等譲渡益が国内源泉所得とみなされたとしても課税はされないと、この部分をどのように整理するか。
- ③ 資本参加免税を適用するに当たって、「投資先の法人が稼得する受動的所得が投資先の法人が稼得する所得に占める割合が 50%以上でないこと」という要件が課せられるが、この要件があることにより、資本参加免税の適用に不安定さが生じると思われる。どのタイミングで判定するのか等の明確化が必要と思われる。

9. 多国籍企業において対応すべき事項

香港に子会社(若しくは香港において事業を行う香港域外の子会社)を有する多国籍企業グループは、それらの法人が香港域外における受動的所得を稼得しているかをまず確認する必要がある。典型的には香港におけるアジアの統括会社等が想定される。

その上で、それらの法人が香港における実質的な経済活動を行っていること等による適用除外を受けられるか確認する必要があり、もし適用除外を受けられないような場合には、今後 BEPS の第二の柱に係る影響も勘案しながら適切な再編を行うことが必要になる。

特に日系多国籍企業について述べるのであれば、香港法人に特許権等以外の無形資産（例えば商標権）を保有させており、その香港法人が香港域外からロイヤリティを受領している場合、香港法人が（主に受動的所得を稼得するような）事業実態の薄い法人、低税率国に所在する法人の株式を有している場合等は、それらの資産を香港法人から移転させることも検討するべきと思われる。但し、それらの資産の移転に当たっては、香港法人に十分な事業実態がない（言い換えると、本邦タックスヘイブン対策税制上の経済活動基準を充足しない）場合にはそれらの資産の譲渡益につき本邦タックスヘイブン対策税制により課税が生じる可能性が高いことに留意が必要である⁴。

香港法人が本邦タックスヘイブン対策税制上の経済活動基準を満たす法人であったとしても、無形資産については、それが①自ら行った研究開発の成果に係るもの又は②その取得につき相当の対価を支払いかつその無形資産を事業の用に供しているもの⁵でない場合には、その無形資産の譲渡について課税が生じうる⁶ことに留意が必要であり、株式については、持分割合が 25%未満の株式⁷である場合には、その株式の譲渡について課税が生じうることに留意が必要である⁸。

本改正は、2023 年 1 月 1 日より適用されることが見込まれており、適用開始までの時間が限られているため、対象となる法人を有する多国籍企業グループにおいては、対応の検討をすぐ始めることが望ましい。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

欧州

英国とルクセンブルクの間改正租税条約が署名される～不動産投資家への影響について

英国とルクセンブルクの新しい租税条約が 2022 年 6 月 7 日に署名された。新しい租税条約では、英国の不動産に投資するルクセンブルクの団体に対する英国での課税が規定されるなど、重要な改正が含まれる。

英国不動産の間譲渡に対する課税

現状の英国とルクセンブルクの間改正租税条約では、ルクセンブルクの居住者による英国不動産の間譲渡、すなわち英国不動産を保有する法人の株式の譲渡益については英国では課税されず、ルクセンブルクにのみ課税権が認められている。かかる株式譲渡益はルクセンブルクの国内法の資本参加免税が

⁴ 株式の譲渡益については、予め香港法人の子会社から配当を受領したうえで、子会社株式を譲渡するといった対応も考えられる（租税特別措置法施行令第 39 条の 15 第 1 項第 4 号及び同条第 2 項第 17 号参照）。但し、（日本法人が香港法人の株式を直接有する場合）香港法人の状況（例えば、一の子会社の株式の簿価が香港法人の総資産に占める割合が 50%を超えている場合）によっては、今後の日本法人への配当に制限がかけられることにも留意する必要がある（子会社株式簿価減額特例。法人税法施行令第 119 条の 3 第 14 項等参照）。

⁵ 租税特別措置法施行令第 39 条の 17 の 3 第 22 項、第 26 項参照

⁶ 租税特別措置法第 66 条の 6 第 6 項第 10 号参照

⁷ 租税特別措置法第 66 条の 6 第 6 項第 4 号参照

⁸ この株式の譲渡益についても、予め香港法人の子会社から配当を受領したうえで、子会社株式を譲渡するといった対応も考えられるが、子会社株式簿価減額特例に留意が必要である。

適用され、二重非課税の状態になることがある。改正後の租税条約では、その価値の50%超が英国不動産によって構成される法人の株式の譲渡益は英国に課税権が認められることになる。

英国は長年に渡ってルクセンブルクとの租税条約の改正交渉を行ってきており、特に2019年に英国の国内法で非居住者による英国不動産の譲渡益（間接譲渡による譲渡益を含む）に対して課税する法律が導入された後は、ルクセンブルクとの間の租税条約改正交渉に注目が集まっていた。このことから、今回の条約の改正は想定範囲内とも言える。

改正条約は2023年4月1日前に発効することは見込まれていないが、2023年4月1日以降の価値上昇についてだけでなく、非居住者に対する英国不動産の譲渡益課税が導入された2019年4月以降の価値上昇について課税対象となると考えられる。

新しい「居住者」の定義の導入

改正後の租税条約では、recognised pension fund（公認年金基金）及びcollective investment vehicle（集団投資ビークル）が租税条約適用上の居住者として加えられることとなった。ルクセンブルク法の集団投資ビークルであり、法人として取り扱われる団体（SCAやSarlなど）は、その75%以上が「同等受益者」により保有されている場合等について、租税条約の適用上はルクセンブルクの居住者として取り扱われることになる。「同等受益者」はルクセンブルクの居住者及び英国との情報交換規定を有する国で英国とルクセンブルクの租税条約で定められる軽減税率と同等以上の軽減税率が租税条約により定められている国の居住者が該当する。

双方居住者に対する規定の導入

改正後の租税条約には双方居住者に関する相互協議手続が規定されている。これは例えばルクセンブルク法準拠の法人で、その管理支配地が英国である法人について関係すると考えられる。

配当源泉税の免税

現行の租税条約では5%が配当に対する源泉税の最低の税率であるが、改正後の租税条約では一定の要件を満たせば配当の源泉税は完全に免税となる。但し、かかる免税措置は不動産に投資するREIT（おおそ全ての所得を毎年分配し、その所得が免税となる団体）からの配当に対しては適用されず、15%の軽減税率となる。但し、公認年金基金に対して支払われる配当については源泉税は免税となる。

ロイヤリティの所得源泉地国課税の排除

現行の租税条約ではロイヤリティは所得源泉地国での課税権が認められているが（限度税率は5%）、改正後の租税条約では居住地国のみでの課税となり、所得源泉地国での課税は免除となる。

[最初のページに戻る](#)

ドイツ

ドイツにおけるEU労働条件指令の実施

ドイツ連邦議会は、EU労働条件指令（2019/1152）を実施するための法案を可決した。本法改正の目的は、労働条件の透明性と予測可能性を高めること

により、労働条件の改善を目指すことにある。当該法案は雇用主である企業側等から批判を受けたものの、ドイツ連邦参議院でも承認され、2022年8月1日から施行される。

主要な改正事項

1. 雇用契約書の必要的記載事項

- 法案が実施されると、雇用契約書において、解雇手続に関してより詳細な記載が求められることとなる。改正法において要求される詳細さの程度については明らかではないものの、現時点で記載が求められることが明らかな事項としては、雇用関係終了に関する告知書の書面様式、雇用関係を終了させる場合の告知期間、解雇に対する法的措置を採るための3週間の期間が挙げられる。また、将来的には休憩時間、休暇及び勤務シフトに関する合意事項についても記載することが求められる見通し。
- 上記事項や法律上最低限記載すべき事項が雇用契約書に記載されていない場合、企業側は、従業員に対して、別途書面で当該事項を通知する必要がある。

2. 雇用契約締結プロセスに関する新たなルール

- 新規雇用契約を締結する際、書面の交付が必要となるが、電磁的方法による書面の取り交わしでは不十分と判断される。また、この際、雇用契約書又は別途の通知書面には企業側の署名が必要となる。
- 書面の交付に関する違反があった場合には、企業側に対して罰金刑が科せられることとなる。なお、現行法の下でも上記ルールは存在していたものの、罰則規定がなかったために注目を集めることがなかった。
- 契約書又は通知書面の従業員に対する交付義務の期限が現行法よりも短縮されることとなる。さらに、給与及び労働時間については、従業員の勤務開始日までに書面化しなければならない。

3. 労働条件の改正法への適応

法案は、いくつかの場合について労働条件に関する最低条件を定めている。例えば、将来的には、有期契約の試用期間は、有期契約期間や就労内容に比例したものでなければならない等の条件が付されることとなる。ただし、労働条件の適切性に関するガイダンス等は、本法案では示されていない。

4. 既存の雇用契約に関する取扱い

改正法の施行日である2022年8月1日より前に締結された雇用契約については、当面の間、改正法に適合したものへと変更する必要はない。しかしながら、従業員は企業側に対して、労働条件を改正法の内容に適合したものへと変更するよう請求する権利がある。また、重要な労働条件に関する変更は書面化（電子フォーマットによることは不可）する必要がある。

5. 労働者からの要請に対する回答義務及び情報提供義務

当該改正は、パートタイム従業員、有期雇用従業員、一時労働者のフルタイムないし無期雇用への転換を促進することを企図したもの。企業側は、パートタイム従業員からフルタイムへの転換や、有期雇用従業員及び一時労働者から無期雇用への転換の要請に対して回答する義務を将来的に負うほか、当該要請を拒否する場合、その理由を説明する義務を負うこととなる。なお、この場合の説明は必ずしも書面による必要はなく、電子メール等のテキストメッセージの方法によることもできる。

制裁措置の内容

- 改正法の下では、新規雇用契約を締結する場合及び既存の雇用契約を変更する場合について違反があった場合には、最高 2,000 ユーロの罰金が科せられることとなる。罰則規定の適用は、書面化の義務に違反した場合だけでなく、法律上最低限保障された内容に違反した場合も含まれる。規制当局が、両パターンのどちらを重視するかは現段階では未知数である。
- 違反があったとしても、個々の条項や契約全体がそれゆえに当然に無効となるわけではない。例えば、解雇に対する法的措置のための期限の通知を企業側が失念したとしても、それにより解雇自体の効力は直ちに否定されない。また、一時労働者の試用期間が合理的な必要性を超えて長期間に契約上設定されていたとしても、それゆえにドイツ解雇制限法の適用につながるわけではない。
- 既存の従業員への回答義務又は説明義務違反があった場合や情報提供義務違反の法的効力については明示的に規定がされていない。しかしながら、企業側にはこれらの条項の存在を認識したうえで適切に対処することが強く推奨される。

企業側の対応

- 企業側は、2022年8月1日までに、法改正に対応した新規採用者向けの雇用契約書の雛形及び採用関係の事務処理手順を作成し、準備すべきである。こうした対応をとるにあたって、多くの企業においては各々の雇用契約書の標準書式の改訂作業が必要となるであろう。雇用契約は法改正後もなお電子ベースで締結することもできるが、新規採用者の勤務開始日までは、契約書への署名又は労働条件を明示した雇用主側の署名入り通知書を交付する必要があることに留意すべきである。
- 企業側は、遅くとも2022年8月1日までに、既存の雇用契約を何らかの形で変更する必要がある場合に備えて、既存契約用の標準書式や事務処理体制を、準備しておくべきである。こうした書式や事務処理体制は、雇用契約の変更の場合のみならず、従業員から労働条件を証明するものとして提供を求められた場合にも必要となるほか、パートタイム従業員や有期雇用従業員、一時労働者から無期雇用契約又はフルタイムでの登用を要請された場合にも必要となる。

[最初のページに戻る](#)

4. 中東

トルコ

イスタンブール金融センターの設立

2022年6月28日、トルコ共和国において、イスタンブール金融センター（Istanbul Financial Center／以下、「IFC」）の活動の大枠と、そこで適用されるインセンティブ、税制上の優遇、特例などを定めるイスタンブール金融センター法（以下、「本法律」）が公布され、即日施行された。本法律は、イスタンブールを世界の金融ハブにすることを目的とし、金融業界をイスタンブールに惹きつけるための業務上及び金銭的なインセンティブを定めている。

本法律は、IFC の管轄地域、管理及び運営、IFC が主催する活動及びサービス、IFC を金融機関にとってより魅力的なものにするための様々なインセンティブ、割引、税制上の優遇及び特例を定める。本法律に続いて公布される本法律の施行規則には、IFC で活動できる金融機関に付与される参加認証の条件など、詳細な規定が盛り込まれる予定である。

IFC の運営及び参加者

IFC の運営及び管理は、Turkey Wealth Fund が株式会社形態で設立する運営会社（以下、「運営会社」）が 20 年間にわたり行う。

IFC で実施可能な金融活動について、本法律は、銀行業務、年金・個人年金、保険、ファイナンスリース、ファクタリング、貯蓄金融、決済サービス、電子マネーサービス、資本市場サービスと定める。

金融機関は、IFC で業務を行う場合、大統領府財務局から参加認証を取得する必要がある。認証を取得するための条件は、本法律の施行規則において定められる予定である。

金融サービスの輸出

本法律に基づき、IFC に参加する金融機関がトルコ国外に居住する顧客に対して提供する金融サービスは、顧客が最終的にそのサービスの便益をトルコ国外で受ける場合、金融サービスの輸出とみなされる。

一方、デリバティブ取引、自己勘定による資産売買取引、及びトルコ国内居住者の貯蓄をトルコ国外に移す活動は、金融サービスの輸出とはみなされない。

税制上の控除、免除及び優遇

本法律は、IFC における活動に関し、以下の税制上の控除及び免除を定める。

- IFC における活動により生じた利益の 75% は、参加する金融機関の法人税申告書に別途記載され、法人税の課税標準の計算において事業利益から控除される。なお、2022 年度から 2031 年度までは、その控除率を 100% とする。特別な会計期間を採用する金融機関にあっては、上記年度に始まる会計年度が考慮される。
- IFC に参加する金融機関が上記の金融活動の範囲内で得た資金については、銀行・保険取引税が免除される。
- IFC における活動に関連するすべての取引については、あらゆる種類の手数料が免除される。
- IFC における取引に関して発行される書面については、印紙税が免除される。

また、本法律は、参加する金融機関が IFC において雇用する従業員に支払う月給についても一定の控除を定める。具体的には、当該従業員に支払われる月給の総額のうち、所得税から以下の割合が控除される。

- 海外での経験が 5 年以上ある従業員については 60%
- 海外での経験が 10 年以上ある従業員については 80%

この所得税の控除は、IFC で勤務する前の過去 3 年間にトルコ国外で勤務していた従業員の給与所得にも適用される予定である。

さらに、IFCにおける不動産の賃貸に関する取引については、あらゆる種類の手数料が免除される。そして、その取引に関連して発行される書面についても、印紙税が免除される。

加えて、上記の控除及び免除は、少なくとも3か国で実際に事業を展開している参加者の、財務・会計管理事務所についても適用される。

最後に、手数料に関する法律第492号に基づく金融活動に関する手数料は、参加者のIFC内の本店及び支店にはかからない。

帳簿と記録、言語及び準拠法

本法律に基づき、トルコ財務省は、租税手続法第213号及びトルコ商法第6102号における制約にとらわれず、参加者の外貨建ての帳簿及び記録の保持に関する規則を制定できる。

また、参加者は、参加者間及びIFCにおける活動の範囲内において、トルコ語によるいかなる種類の契約、会計、通信、通知又は帳簿の作成も求められない。また、参加者は、その活動の範囲内及びIFCにおける私法上の取引において、それら活動に適用される特別法が許容する範囲内で、準拠法を自由に選択することができる。

さらに、これらの規定は、少なくとも3か国で実際に活動している参加者の、財務・会計管理事務所についても適用される。

不動産に関する規定

IFCにおける不動産は、運営会社により運営管理計画で定められた目的のみ使用することができる。参加認証が何らかの理由で取り消された場合、その参加者のIFCにおける賃貸借契約は自動的に終了する。

[最初のページに戻る](#)

5. ESG/Sustainability

日本

人的資本可視化指針（案）の公表

2022年6月20日、内閣官房非財務情報可視化研究会（第6回）において、「人的資本可視化指針（案）」（以下、「本指針案」）が公表された⁹。

本指針案は、人的資本の可視化の背景及び指針の役割を踏まえたうえ、具体的事項を挙げて人的資本の可視化の方法について論じ、有価証券報告書における対応や任意開示の戦略的活用を含めた人的資本の可視化に向けたステップを提示している。

本指針案における概要は、以下の通りである。

本指針案の背景と役割

人的資本への投資は、競合他社に対する参入障壁を高め、競争優位を形成する中核要素であり、成長や企業価値向上に直結する戦略投資であるとの認識が、企業のみならず、投資家においても広がつつある。そして、投資家は

⁹ 2022年6月23日開催の経済産業省「サステナブルな企業価値創造のための長期経営・長期投資に資する対話研究会（SX研究会）（第7回）」においても非財務情報可視化研究会における検討状況として本指針案の報告がなされている。

人的資本への戦略的な投資が、社会のサステナビリティと企業の成長・収益力の両立を図る「サステナビリティ経営」の観点からも重要な要素と捉えている。

本指針案は、特に人的資本に関する投資家への情報開示のあり方に焦点を当て、既存の基準やガイドラインの活用方法を含めた対応の方向性について示していることから、本指針案の活用を通じ、法定開示（有価証券報告書）および任意開示（統合報告書、中期経営計画、サステナビリティレポート等）双方の質が向上し、人的資本に係る企業・経営者と投資家の対話が深まることが期待されている。

人的資本の可視化の方法

1. 人的資本における開示事項

可視化において企業・経営者には、①経営層・中核人材に関する方針、人材育成方針、人的資本に関する社内環境整備方針などについて、②自社が直面する重要なリスクと機会、長期的な業績や競争力と関連付けながら、③目指すべき目標やモニタリングすべき指標を検討し、④取締役・経営層レベルで密な議論を行った上で、自ら明瞭かつロジカルに説明することが期待される。他方で、投資家に対しては、企業・経営者から人的資本への投資方針や指標等が示された場合に、開示内容や取組への質問や、投資家としての問題意識の伝達など、当該企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促す観点からのフィードバックが期待されている。

サステナビリティ関連情報開示の分野では、気候関連財務情報の開示フレームワークであるTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）提言において、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの要素についての開示が推奨されて以来、この構成に基づく説明が広く受け入れられつつあり、投資家にとっても馴染みやすい開示構造となっている。この4つの要素は有価証券報告書に新設が予定されるサステナビリティ情報の記載欄（後述）においても採用される方向となっており、人的資本の開示においてもこの4つの要素を検討することが効率的であると考えられている。もっとも、TCFD提言における「戦略」では、当該リスク・機会がビジネス・戦略・財務計画に与える「影響」について強調される一方、企業固有のビジネスモデルや戦略自体を開示することの重要性は必ずしも指摘されていないため、企業は、自社の経営戦略と人的資本への投資や人材戦略の関係性（統合的なストーリー）を明確にした上で、上記4つの要素に沿った開示を検討することが期待される。

2. 開示事項の類型に応じた個別事項の具体的内容の検討

自社固有の戦略やビジネスモデルに沿った独自性のある取組に関する開示について、企業は、開示事項と目指すビジネスモデルや経営戦略との関連性、経営者が当該事項を重要だと考える理由、関連する指標・目標等の自社としての定義、時系列での進捗・達成度等を意識した開示を行うことが求められる。また、比較可能性が重視される事項と独自性のある取組等の開示を一体的に説明することを可能とするために、比較可能性の観点から開示が期待される事項についても、可能な限り、自社固有の戦略、ビジネスモデル及びリスクマネジメントと紐付けて説明することが求められる。また、企業には、定型的な開示に陥ることなく、自社の人的資本への投資、人材戦略の実践・モニタリングにおいて重要な独自性のある開示事項（独自性）と、投資家が企業間比較をするために用いる開示事項（比較可能性）の適切な組合せ及びバランスを確保することも求められる。そして、自社の経営戦略と人的資本への投資や人材戦略の関係性（統合的なストーリー）を明確にし、それを表現する上で適切な開示事項を主体的に検討していくことが特に重要となる。

可視化に向けたステップ

企業は、DAY1 から先進的な開示を追求するのではなく、段階的に社内体制の構築や議論も行いながら、法定開示および任意開示への対応を充実させていく必要がある

1. 有価証券報告書における対応

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2022年6月）において、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設すること、人的資本について「人材育成方針」、「社内環境整備方針」を記載項目に追加すること、多様性については「男女間賃金格差」「女性管理職比率」「男性育児休業取得率」を記載項目に追加することが方針として示された。今後は開示府令の改正を経て、有価証券報告書の法定記載事項として上場企業等¹⁰の開示が求められていくこととなる。企業には、自社の経営戦略と人的資本への投資や人材戦略との関係性（統合的なストーリー）を描き出しながら、独自性と比較可能性のバランス、価値向上とリスクマネジメントの観点などを検討した上で、前述の4つの要素に沿って、自社の人材育成方針及び社内環境整備方針（「戦略」）、これと整合的で測定可能な指標（インプット、アウトプット、アウトカム等）やその目標、進捗状況（「指標と目標」）を積極的に開示していくことが期待されている。

2. 任意開示の戦略的活用

多くの企業はすでに、TCFD 提言等に沿って、統合報告書、サステナビリティレポート、中期経営計画、IR ウェブサイト、サステナビリティウェブサイトなど様々な任意の媒体で情報開示に取り組んでいる。これらの任意開示媒体は媒体ごと・企業ごとに想定する開示対象や情報の網羅性等に違いがみられるが、有価証券報告書における開示内容を補完する形で人的資本への投資や人材戦略、関連する目標・指標を積極的に開示し、様々なステークホルダーへの発信と対話の機会として戦略的に活用していくことが重要となる。

[最初のページに戻る](#)

中国

中国初の網羅的な ESG 関連開示基準

国有資産監督管理委員会傘下のシンクタンクである中国企業改革発展研究会（China Enterprise Reform and Development Society）は、複数の大手中国企業との共同研究により作成した企業による ESG 開示のためのガイダンス（企業 ESG 披露指南; Guidance for enterprise ESG disclosure）（T/CERDS 2-2022）（以下、「本基準」）を 2022 年 4 月 16 日付で公表し、本基準は 2022 年 6 月 1 日付で発効した。

本基準は、国際的に用いられている ESG 評価基準が必ずしも中国における事業環境などと整合していないことを考慮して、中国法令等と調和した ESG 開示のための道標となることを目指して作成されたとのことである。本基準は、E（環境）、S（社会）及び G（ガバナンス）の3つの大項目に関連して、科学的手法に基づいて得られた測定可能なデータが可能な限り開示されるようデザインされている。各大項目のうち、E（環境）については3つの中項目（資源、汚染、気候変動）、S（社会）については4つの中項目（労働、製造物責任、サプライチェーン、社会に対する対応）、そして、G（ガバナンス）については3つの中項目（ガバナンス構造、ガバナンス管理、ガ

¹⁰上場企業のみならず、現行法上有価証券報告書提出義務を負う企業に等しく開示義務が課せられる予定である。

バランスの有効性)へと分かれている。さらに、各中項目は、小項目及び細項目へと細分化され、細項目の合計数は118に及ぶ。そして、各細項目について定量的指標か定性的指標かが示された上で、開示に際しての補足説明が加えられている。また、本基準において、開示企業は、開示内容の真実性、正確性及び完全性について責任を負うものとしたうえで、その監督は、政府、一般市民、メディアその他の第三者により行われるものとされる。

本基準は、法的強制力を有するものではないが、中国における最初の網羅的なESG関連開示基準として、様々な規模・産業の中国企業により参照される可能性がある。なお、本基準は、現状、中国語のみで提供されている。

[最初のページに戻る](#)

オーストラリア

労働党新政権による気候変動政策の概要

労働党新政権による気候変動対策

2022年5月21日、選挙により労働党による新政権が選出された。労働党の党首アンソニー・アルバニー率いる新政権は、気候変動問題に対してより強力な行動を掲げて選挙活動を展開した。この新政権が選挙期間中に提起した主要な気候変動対策に関する政策の一部及び今後想定される展開を概説する。

排出量削減目標と再生可能資源

労働党は、選挙において、2030年までに2005年比43%の排出量削減目標を含む気候変動対策を打ち出した。この新たな目標は、2030年までに2005年比26~28%の削減という現在のオーストラリアの目標よりも積極的であるものの、他国の目標と比較すると依然として見劣りし、多数の企業及び産業が、2030年までに排出量を60%削減するというさらなる目標を求めている。2022年11月に開催される国連気候変動枠組条約(COP27)締約国会議に向けて、最終的な目標が注目される。また、労働党は、再生可能エネルギーからの発電の割合を、2030年までに80%にすると提案している。

セーフガード・メカニズムの改正

労働党は、排出削減基金(Emission Reduction Fund)のセーフガード・メカニズムを修正することを提案した。排出削減基金は、オーストラリアの現在の気候変動政策の骨子であり、事業者に対し、オーストラリア炭素クレジット(ACCU)の発行を通じた温室効果ガス排出削減等を奨励するものである。既存のセーフガード・メカニズムでは、特定の重度汚染物質の排出量に上限が設定されており、排出量を過去のベースライン以下に抑えることを義務付けている。提案された改正案では、このベースラインを徐々に減少する。したがって、温室効果ガス高排出企業は、排出量の削減又はACCUの追加購入をする必要がある。この改正により、ACCUの需要がさらに高まり、排出権取引が促進されることが予想される。

電力網の最新化

労働党の計画には、オーストラリアが再生可能エネルギー超大国となるための取り組みの一環として、電力網の再構築と最新化のための200億豪ドルの投資が含まれる。また、近代的で統一された電力網を構築するために低コストの資金を提供する国有企業である「Rewiring the Nation Corporation」の設立も予定されている。

また、政策では、脱炭素化が困難な鉄鋼やアルミニウム製造のような炭素集約型産業を、水素や蓄電池製造のような新興の再生可能技術により支援することを目指している。さらに、政策には、150億豪ドルの国家再建基金からの30億豪ドルを上限とする投資が含まれている。

蓄電設備

労働党の計画には、全土に400の地域型蓄電設備を建設するための2億豪ドルの投資も含まれている。これらの蓄電設備により、屋上の太陽光発電設備を有する家庭で、屋間に発電した電力を蓄え、夕方に電力を利用することができるようになる。余剰電力は、電力網に売り戻され、地域の電力価格を押し下げることになる。この計画は、太陽光発電設備を有する家庭が20%を超えるオーストラリアにおいて、世界有数の屋上太陽光発電の普及率をさらに押し上げることを目指している。

電気自動車への補助

全土における電気自動車に対する取り込みを促進するために、国家電気自動車戦略が提案された。この戦略の一部には、電気自動車に対する割引が含まれており、低燃費車向け高級車課税基準（2020-21年の77,565豪ドル）未満の額の電気自動車の購入に対して、税制上の優遇措置が適用される。また、この戦略は、新政府が関係各者と協力して、電気自動車販売及び充電設備への投資の増加、電気自動車部品の国内生産の奨励、燃費減少への対応のためのさらなる対策を決定することを目指している。

[最初のページに戻る](#)